

裁 決 書

審査請求人



上記審査請求人から平成25年10月1日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく同年8月20日付けの費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

京都市長が平成25年8月20日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

平成24年の費用徴収決定通知の段階で、本件処分の通知がなく、保護期間中の は認められないことを知らずに貸付けを受けたものである。

2 処分庁の弁明の要旨

（1）京都市左京福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は平成23年6月22日付けで、請求人の保護を開始する決定をした。

（2）平成23年7月6日、福祉事務所長は、請求人に「生活保護のしおり」を交付して保護制度の概要を説明するとともに、保護受給中の は認められないため、保護受給中であることについて、 に情報提供を行うことの同意書を受理した。

（3）平成23年10月27日、福祉事務所長は、請求人から、知人に借金の返済を求められ、してはいけなとわかっていたものの、 により貸付けを受け、借金の返済に充てた旨の報告を受けた。

（4）平成23年12月15日、福祉事務所長は、請求人から、（）及び の請求人名義の普通預金口座の通帳の写しを受理し、請求人が平成23年8月31日に を申込み、同年9月27日に貸付金118万2,700円を受領していたことを確認した。

（5）平成23年12月19日、福祉事務所長は、ケース診断会議を開催し、請求人が、保護受給中の について、認められないことを知っていたにもかかわらず、平成23年9月27日付けで120万円の貸付けを受け、手数料1万7,300円を控除した118万2,700円（以下「本件貸付金」という。）を受領し、これを申告しないという不正な手段により保護を受けていたとして、平成23年12月までに支給した保護費について、法第78条の規定による費用徴収決定を行い、その後、保護継続により、支給した保護費が本件貸付金を超えた時点で、本件貸付金と今回の費用徴収額との差額について、あらためて法第78条の規定による費用徴収決定を行う

ものだから、こうした者への保護は、法第4条に定める保護の要件を満たしておらず生活保護法の趣旨に反するものと整理している（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」）。

オ これを本件についてみると、福祉事務所長は、平成23年6月22日の保護の相談時に生活保護のしおりを交付して生活保護制度の説明を行い、同年7月6日にも、再度、生活保護のしおりを交付して制度説明を行うとともに、過去に [] を受けていたことから、保護受給中に再び貸付けが行われないよう請求人情報を [] に提出するため請求人から同意書を徴収している。さらに、同年10月27日に福祉事務所が訪問調査を行った際に、請求人から「([] を受けてはいけないことについて) 分かっていたが借金を返してくれと言われ…中略…してしまった。」との内容を聴き取っている。これらのことから、福祉事務所は、請求人に対し、収入があった場合は福祉事務所に申告すること、生活保護受給中の [] は認められないこと等について説明しており、また、請求人はそのことを認識していたと推認することができる。

それにもかかわらず、平成23年9月27日、請求人は、 [] にして118万2,700円の貸付金収入を得、これを申告せずに保護を受けていたのだから、正しく申告されていれば保護費から差し引かれていた貸付金収入相当額（平成23年9月から同年12月分までの保護費支給額）について、不正に保護を受けていたとして請求人から徴収することについては、誤りがない。

カ しかし、処分庁は、費用徴収の額の算定に当たり、平成23年12月15日に [] 及び [] が振り込まれた通帳を提出させて貸付金収入があることを確認した後の生活保護費（平成24年1月分保護費から同年8月分保護費の一部まで）についてまでも、収入を意図的に申告せず、又は虚偽の申告をして不正に保護を受けたものとして取り扱い、請求人に費用徴収を求める本件処分を行っているから、この点に関しては法令等に従った適正な取扱いとは言えず、違法又は不当と認められる。

キ よって、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年12月28日

京 都 府 知 事 山 田 啓

